

恵庭市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年4月1日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第15号

恵庭市税条例の一部を改正する条例

恵庭市税条例（昭和51年条例第8号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第5条の3（略） （職権による換価の猶予の手続等） 第5条の4（略） 2（略） 3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。 （1）第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類 （2）（略） 第5条の5～第88条の8（略） （種別割の税率） 第89条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1）原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの （エ _____ に掲げるものを除く。） 年額2,000円	第1条～第5条の3（略） （職権による換価の猶予の手続等） 第5条の4（略） 2（略） 3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。 （1）前条 _____ 第2項第2号から第4号までに掲げる書類 （2）（略） 第5条の5～第88条の8（略） （種別割の税率） 第89条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1）原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの （ウ及びオに掲げるものを除く。） 年額2,000円

現行	改正案
帳(戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「<u>身体障害者手帳等</u>」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 92 条の規定により交付された障害者又は 障害者と生計を一にする者若しくは障害者(障害者のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示 するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>身体障害者手帳等</u>、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度 (5) <u>運転免許証の番号、交付年月日及び</u> <u>有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件</u> (6) (略)	帳(戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「<u>身体障害者手帳</u>」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 92 条の規定により交付された障害者若しくは障害者と生計を一にする者若しくは障害者(障害者のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>身体障害者手帳</u>、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度 (5) <u>運転免許証又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件</u> (6) (略) 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号

現行	改正案
3 (略) 4 (略) (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第 98 条 (略) 2 (略) 3 市長は、<u>第 2 項</u>の規定により標識を交付する場合においては、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、あわせて、その旨を記載した証明書を交付するものとする。 4～9 (略) 第 99 条～第 135 条 (略) (特別土地保有税の税額) 第 136 条 特別土地保有税の税額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 法第 599 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の特別土地保有税 それぞれ<u>同条第 2 項第 2 号</u>又は第 3 号の課税標準額に第 135 条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同項第 2 号又は第 3 号の土地の取得に対して道が課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格(法第 599 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる日までに当該不動産取得税の額が確定していない場合には、令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格)に 100 分の 4 を乗じて得た額の合計額を控除した額 第 137 条～第 141 条 (略)	<u>カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u> 4 (略) 5 (略) (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第 98 条 (略) 2 (略) 3 市長は、<u>前 2 項</u>の規定により標識を交付する場合においては、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、あわせて、その旨を記載した証明書を交付するものとする。 4～9 (略) 第 99 条～第 135 条 (略) (特別土地保有税の税額) 第 136 条 特別土地保有税の税額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 法第 599 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の特別土地保有税 それぞれ、<u>同条第 2 項第 2 号</u>又は第 3 号の課税標準額に第 134 条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同項第 2 号又は第 3 号の土地の取得に対して道が課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格(法第 599 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる日までに当該不動産取得税の額が確定していない場合には、令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格)に 100 分の 4 を乗じて得た額の合計額を控除した額 第 137 条～第 141 条 (略)

現行	改正案
(入湯税の課税免除) 第 142 条 次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。 (1) (略) (2) <u>学校教育法</u> に規定する小学校又は中学校に就学し、修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事に参加している者並びに当該行事における引率者及び介添者 (3) (略) 第 143 条～第 149 条 (略) 附 則 第 1 条～第 8 条 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 8 条の 2 (略) 2～12 (略) 13 (略) 第 9 条～第 10 条 (略) (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定め	(入湯税の課税免除) 第 142 条 次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。 (1) (略) (2) <u>学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)</u>に規定する小学校又は中学校に就学し、修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事に参加している者並びに当該行事における引率者及び介添者 (3) (略) 第 143 条～第 149 条 (略) 附 則 第 1 条～第 8 条 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 8 条の 2 (略) 2～12 (略) 13 <u>市長は、法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成 12 年法律第 149 号)第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 15 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 17 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。</u> 14 (略) 第 9 条～第 10 条 (略) (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定め

現行	改正案
る割合) 第 10 条の 2 (略) 2～15 (略) 16 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 17 法附則第 15 条第 41 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。 18 法附則第 15 条第 42 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。 19・20 (略) 第 10 条の 3～第 25 条 (略) (新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等) 第 26 条 第 5 条の 3 第 7 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について、<u>第 5 条の 3 第 8 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 9 項第 4 号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。</u> 2 (略) 第 27 条 (略) 別表第 1～別表第 6 (略)	る割合) 第 10 条の 2 (略) 2～15 (略) 16 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 17 法附則第 15 条第 40 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。 18 法附則第 15 条第 41 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。 19・20 (略) 第 10 条の 3～第 25 条 (略) (新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等) 第 26 条 第 5 条の 3 第 7 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について、<u>準用する</u> _____。 2 (略) 第 27 条 (略) 別表第 1～別表第 6 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の恵庭市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第89条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。